

令和7年度興譲館高等学校 いじめ問題対策基本方針

興譲館高等学校 いじめ防止対策推進委員会 令和5年3月 一部改定

いじめに関する現状と課題

本校の「いじめ」に関する指導件数は、ここ数年間の推移を見ても、突出した重大問題に至るような事案は認知されていない傾向にある。ただ、年々、生徒の言動がある意味幼稚化し、自主自発的言動の消極化、また、時代に伴うコミュニケーション能力の低下や、品位ある言語使用の貧しさ等の原因により、少なからず、「いじめ」に発展するトラブルも年間、数件発生している実態は隠せない。全教員による早期発見、また重大化する前の早期対応、処置により、表面上の維持はしているが、生徒のネット利用等、見えない実態については十分把握しているとは言い難い現実がある。今後、未然防止の取組推進のため、あらゆる学校内の分掌組織が立体的に連携し、開発的指導を継続していく必要がある。また、事後処置に対応できる教職員の充実した研修も喫緊の課題と思われる。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

本校学校教育目標「白鹿洞書院掲示」を最重視し、全教育活動において「心を育てる」指導に焦点を当て、「いじめは重大な人権侵害であり、人間として決して許されない。」という毅然とした態度で全教職員が指導を行う。また、予防的、開発的指導を推進していく上で、「生徒の自己指導能力の育成」「『自他の尊重』の徹底指導」の2項目を軸とする中で、キャリア教育・道徳品格教育・人権教育・教科指導・部活動指導等が横断的に連携した取り組みを展開する。

[重点となる取組]

- 各学年/クラス/個人の実態把握のための「QU検査」アセスメントによる慎重な分析と対応、またカウンセリング指導や適切な事後処置等、教職員全員に求められる不可欠な技量取得
- 生徒のSNSやインターネット利用状態を把握し、対策推進委員会と情報教科指導がリンクしながら全校生徒へ情報モラルに関する開発的指導の実施
- 「人間を育てる」という学校教育目標の観点に立ち、校内のあらゆる分掌の合理的連携組織の構築
- 「いじめ問題対策」に関する取組状況を学校評価項目に位置付けたP D C A

保護者・地域との連携

[連携の内容]

①学校教育方針とともに「いじめ問題対策」に関する基本方針を横断的に且つ具体的に、P総会、学年、クラス懇談会等で説明し、取組について保護者の理解・協力を得、現場と関わって頂くまた、PTA研修会や懇談会等を活用し、意見交換や協議の場を設定し、方針・取組の見直しや、PDCAサイクルの再構築に生かす。

※基本方針を学校ホームページに載せることによる内容確認の徹底

②生徒指導部・教育相談担当・人権担当から「いじめ問題」関連等の通信を発行することによって、諸問題対応のための各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用の啓発を図る。

③地域連携担当と生徒指導部の協働により、地域の方々との懇談の機会を持ち、本校の生徒の学校外での生活実態等の情報提供を依頼することで早期発見・対応に繋げる。

学校

興譲館高等学校 いじめ防止対策推進委員会

<対策推進委員会の役割>

本校基本方針に基づく取り組み実施や年間計画の作成・実施・検証・再構築、相談窓口とカウンセリング、発生事案への対応

<対策推進委員会の開催時期>

通常委員会（情報交換会等）は随時、全体会議は、学期に1回（年3回）定例として実施予定

<対策推進委員会の内容の教職員への伝達>

委員会召集直後の教員朝礼・職員会議で全教職員に周知
緊急の場合は情報の漏れを回避する考慮から関係者に業務用携帯電話で伝達する場合もある。

<構成メンバー>

- 推進委員会は原則、生徒指導部を所管とする。
[校外] PTA会長・各管轄警察署生活安全課→事案発生時
[校内全体会] 校長・教頭・推進委員会
[校内通常時]推進委員会（生徒指導部）

全教職員

関係機関等との連携

<連携機関名>

岡山県知事・岡山県教育委員会

<連携の内容>

事案発生時の連絡・報告
県総合教育センター等への依頼・電話相談
SSW派遣に関する依頼・相談等々

<学校側の窓口>

教頭

<連携機関名>

井原警察署生活安全課・井原育成センター
※倉敷児童相談所・福山東部こどもセンター

<連携の内容>

四校連絡協議会（年2回）の開催等による定期情報交換・非行防止教室の実施・事案発生時における協力依頼等
また自治育成センター（倉敷児童相談）からの情報提供等での協働

<学校側の窓口>生徒指導部長

学校が実施する取組

(1) 生徒の自己有用感と存在意識の高揚

生徒の自己存在感や充実感の確立を目的とした各授業や特別活動ができる学校づくりを進めるための研究・実践を実施する。

① いじめの防止 (2) 人権教育委員会

- ・本学の校訓である「白鹿洞書院掲示」の教えを基本に、他人への尊厳・思いやり教育を全体で推し進めていく。
- ・学校教育目標を具現化している「月間/週間目標」を更に各クラスで実践化する指導で、生徒への人権に対する意識化を図る。
- ・人権に関する講演会や映画鑑賞実施において事前事後指導を計画的に行い、「自己理解・他者理解に努め、お互いを尊重することの大切さ」の感情と同時に生徒の「訴える力」をも育成する。
- ・学校として特に配慮が必要な生徒について教職員全てが周知し、各個人支援計画等をもって日常的に適切な支援を実施する。

(3) 情報モラル教育

ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切にできる力を身につけるための情報モラルに関する内容を教科「情報」で指導する。また、外部機関（警察サイバー課・民間携帯会社指導員）講師による専門的講演会や勉強会を開催する。

(4) 教員研修

教職員の開発的指導や適切な事後指導及び再発防止の在り方等において、生徒指導部・教育相談・特別支援担当・人権担当連携の研修会を実施する。

	<p>早期発見のための実態把握と情報共有・相談体制・家庭・保護者連携</p> <p>(1) 教員間の繊細な生徒状況・情報共有を促進させることによる早期発見・解決努力を施す。（クラス担任・教科担任・部活動顧問・養護教諭・相談室担当） 全ての分野、分掌に言えることではあるが、特に各授業担当の中で生徒の言動が多種多様であることに留意し、教科担任は抱え込みをすることなく生徒の授業内における状況・実態をクラス担任と学年主任へきめ細かく報告することを怠らない姿勢を保つ。</p> <p>(2) 「Q U検査」を6月と11月の年2回実施し、生徒個人・クラス全体のアセスメントを慎重に行い、適切な個人面談・クラス観察・指導及び保護者連携強化のための懇談・面接に繋げ、予防措置と早期発見努力を図る。 また、県教育委員会から発行されたチェックシートと本校対策推進委員会作成の適時アンケート等の活用も実施する。</p> <p>(3) 教育相談担当と特別支援担当で「教育相談室利用の啓発」と同時に、相談室体制整備の確立を目指す。</p>
② 早期 発見 ③ いじ め への 対 処	<p>事案への処置及び対応・・・敏速且つ慎重な学校対応を心掛ける。</p> <p>(1) 状況の確認・・・関係生徒からの事情聴取 加害者・被害者・第3者的立場者を総合的に捉え、冷静に事実の有無、内容の確認を時系列で行う。[該当正副担任・学年主任・推進委員会]</p> <p>(2) 被害者・加害者・保護者への連絡、家庭訪問等の処置・対応 [加害者への対応] 保護者召喚、或いは家庭訪問により、適切かつ毅然とした対処を行う。また事後、本人が健全な人間関係を育むことを目的に、本人を取り巻く、あらゆる環境や人間関係等の背景を把握し、支援を行う。 [被害者への対応] 本人を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及び保護者への安心感を与え、支援する。事案によっては、教育相談、特別支援担当、また外部機関（SSW・臨床心理士）の協力を得るなど、委員会を開催し、学校をあげた組織的対応を実施する。 [全体への対応] 事案によっては、全校集会等で校長からの講話を行なったり、直後のいじめアンケートの再実施等により、更なる注意喚起を促す。 事案の程度によっては、臨時保護者会、記者会見等により学校としての説明責任を果たし、周知や再発防止に取り組む姿勢を公言する。</p> <p>(3) 事後経過措置・・・事案処置・対応後、そのアフターケアとして定期的に被害者への聴取を実施し、3ヵ月後には被害者本人及び保護者へ面談等により、その解消程度を確認する。</p>